

第十一節 獨逸との通商交渉

第一款 獨逸一般經濟情勢

獨逸は明治四十三年統計に於て人口六四、九二五、九三三人と五三四、五九二平方糸に亘る領土とを擁し、而も其の毎年に於ける人口増加率は千人に於ける一二・二の多きを以てした。從て大正二年第一次歐洲大戰前獨逸總人口は六千七百萬人の多きに上り、其の貿易總額は四十九億六千六百萬舊米弗即ち英國に次ぎ第二位を占め、其の比率は世界總貿易額に對し一割三分二厘（英國は一五・三%，米國は一・二%）に相當した。而も過去に於ける貿易増進比率を以てせば數年ならずして英國を凌駕するの勢ひであつた。然るに大戰後の昭和四年に於て其の領土は四十九萬九千平方糸（ザール地域を包含せず）、人口總數も六千四百萬人に減少し、而も其の人口増殖率は千分の六・六に激減した。更に其の貿易總額は物價騰貴の爲め六十四億千五百萬舊米弗に増進したけれども、其の世界貿易總額の上に占むる比率は九・三四%に下落し、米國の一三・八%，英國の一三・〇%に次ぎ第三位を占むるに至つた。世界不況期の昭和八年に於ては人口は六千五百萬人に増加せるも、其の增加比率は千人に付三・五に激減し、其の貿易總額は二十一億六千萬舊米弗、又世界總貿易に對する比率は英國の一三・六%，米國の九・九%に次ぎ八・九%を占むるに過ぎざることとなつた。殊に人口一人割に對する貿易額は歐洲大戰前に於て累進の形勢にありたるものが、昭和八年後世界不況期後に於ては漸減の形勢となつた。即ち大正二年に於ける人口一人に付六七舊米金弗、又昭和四年の一〇〇舊米金弗になりしが、昭和八年には僅に三三・二舊米金弗に過ぎざることとなつた。蓋し獨逸に於ては「ヴェルサイユ」講和條約により巨額の賠償金を負擔したるに付大戰直後に於ける獨逸通貨馬克の價值は平價の二三仙八一を維持せる。

ものが、其後暴落の一途を辿り大正九年には一仙七五一、大正十年に於て一仙二一、大正十一年には〇仙二三、大正十二年に〇仙〇〇二に慘落した。依て賠償金の支拂不能となりたるに付佛蘭西の武力を以てする「ルール」工業地帶の占領となつたが、經濟界は收拾すべからざる状態となり、終に獨逸經濟界救濟の爲め英米財政家の乗出しとなり、大正十三年三月十七日「ドース」案採用となつた。同案の骨子は主として米國財界より獨逸中央銀行に對して新馬克貨安定に必要な正貨を供給するに在つた。九月一日同案實施の結果は獨逸逃避資金の環流をも助け之が爲め大正十三年より昭和四年の間に於ける獨逸への正貨入超額六億八千旧米金弗（二十五億五千六百万馬克）の多きに上り、其の通貨の對外爲替相場も再び二三仙八一見當に回復するに至つた。

前記大戰後に於ける馬克崩落時代に於ては多額の賠償金の支拂及資本の逃避を以てせるに拘らず其の貿易關係は常に多額の入超を繼續すると云ふが如き不健全なる状態であつた。即ち平和條約成立後の大正十年には其の入超額六億五千六百萬舊米金弗に及んだ。「ドース」案採用後の大正十三年より昭和三年に至る五ヶ年平均額に於ては五億九千三百萬弗の入超を繼續し、且つ毎年十七億馬克乃至二十三億馬克の賠償金支拂を爲し得たが、右は「ドース」案による通貨基金の流入の外、諸外國殊に米國より獨逸の經濟界安定を見越し毎年十億乃至十二億見當の外資が獨逸の公私團體に對する借款として流入せるが爲めである。詳言すれば大正十四年より昭和七年（一九二五—三二年）迄の八ヶ年間に於ける獨逸の支拂超過額は賠償支拂額百十億馬克、利拂超過額五十億馬克、貿易入超額六十億馬克、累計二百二十億馬克の多きに達したるに對し國際收入としては僅に海外役務等より生ずる收入額四十三億馬克に過ぎなかつたが、其の不足額百七十七億馬克中正貨及在外資金の減少額十億馬克、其の他の財産の處分十一億馬克を差引き百五十億馬克は公私長短外資の流入に依存したのである。即ち獨逸が巨額の入超及賠償金の支拂をなし得たる所以は一に米國等よりの外資の流入による遣り繰りに過ぎなかつた。之が爲め獨逸の外債累計額は昭和五年半ばに於て二百七十

億馬克の巨額に上ることとなつた。而して昭和四年後に於ける世界不況期殊に昭和六年以後に於ては輸出の奨励と輸入の壓縮により貿易は出超に轉換せしも、右出超額は昭和四年乃至昭和八年の間に於て僅々十三億五千萬馬克に過ぎざりしを以て斯かる巨額の外債に對する利子支拂と賠償金支拂の繼續とは昭和五年一月三十日ヤング案の成立を以てするも再び之を中絶するの由なきに至つた。昭和六年六月二十日米國大統領「フーヴィー」は之が對策として國際「モラトリウム」を宣言したりしも、既に時期遅く却て益々米國等の諸外國への貸付資金に對する不信用引揚となつた。依て昭和九年六月十四日に至り獨逸は一切の金債權支拂を停止し、爾後一切の金債權の「トランスファー」を中止し、對外債務の支拂は一に獨逸產の物資の輸出超過のみにより支拂ひ得ることとなつた。然るに右獨逸の海外貿易に對する輸出超過は昭和四年世界恐慌期後諸外國に於て特に獨逸產貨物に對し制限を強化せると（英國は昭和六年「アブノーマル・インボート・アクト」を、昭和七年「インボート・デウテイス・アクト」を制定し、昭和八年には「オタワ」協定成立し、米國に於ては昭和五年に於て「スマート・ホーリー」關稅法を制定して大正十一年の「フォードネーマツカンバー」關稅を更に引上げ、又昭和八年九月二十二日獨逸が輸出保護獎勵金制度を開始したる後獨逸貨物に對し比價關稅を課するに至りしに付獨逸は右米國の措置を以て條約違反なりとし通商條約の廢棄を通告した。佛國に於ては昭和八年九月一日割當輸出獎勵法を制定した。）昭和六年以後英日米等の諸國が引續ぎ通貨價值を下落せしめたる後是等諸國產品と第三國市場に於ける競争上益々困難なる立場に立たした。斯かる苦境の際にありても獨逸は再び馬克貨を下落せしめて日米英等の通貨下落國產貨物に對抗することは國內經濟上囊に馬克暴落の際嘗めたる苦き經驗に鑑み之を敢てするを得ざりしが故に之が對抗策として獨逸は馬克相場は表面上之を下落せしめざるも、種々間接の方法を以て馬克が下落せると同様の輸出獎勵策を講ずることとなつた。即ち獨逸政府は昭和八年七月一日以降對外債支拂に關する金の「トランスマーカー」を停止したる以後國內に於て外國債權者に對し利子及配當を支拂ふ場合

には之を外債換算金庫（Konversion Kasse）に納付せしめ、同金庫は其の七割に相當する「スクリップ」（Scrip）を外國債權者に交付す。而して金割引銀行は海外市場より右「スクリップ」を額面の五割にて買入れ、之を同五割五分價格にて獨逸輸出商に賣却し、輸出商は新たに獨逸生産品を海外へ輸出する場合所謂追加輸出（Zusatz export）をなす場合には額面通りの價格にて國內に使用し得るものと爲すのである。之が爲め獨逸輸出商は右「スクリップ」を使用により馬克貨が五五%に下落したると同一の利益を受くるに至るのである。又外國より旅客を獨逸に誘致する所謂「ライゼ・マーク」なるものをも制定し、海外よりの旅行者は百馬克を六五・六%に相當する外貨を以て引換へ得ることゝした。其の上記獨逸外貨換算銀行に於て支拂停止となりたる金債權即ち所謂「スペル・マーク」に對しても當初五三・九%又は四三・〇%の割引にて馬克に換算することを許したが、如上各種の特別馬克は獨逸に於ける海外支拂能力の下落に伴ひ益々其の換算價值率を下降せしむるとなつた。試に一九三九—四〇年國際聯盟統計年鑑により獨逸に於ける各種「ブロックド・マーク」（Blocked marks）（閉鎖馬克）割引價值を示せば次の如くである。

第九十四表 獨逸各閉鎖馬克平均相場表

年 次	レギスター・マーク (Register mark)	ライゼ・マーク (Reise mark)	カッピング・マーク ・スペル・マーク (Kredit-sperr mark)	ハッフル・マーク ・スペル・マーク (Effekten-sperr mark)
一九三四年(昭和九年)			五百三十九	四三一〇
一九三五年	五六・三	六五・六	三七・三	一一八・一
一九三六年	五一・〇	六一・一	一八・三	一一一・一
一九三七年	五一・一	六一・一	一一一・四	一一一・六
一九三八年	四五・五	五八・四	一一一・四	一一一・八
一九三九年	三一・〇	五六・五	八・九	八・九

一九四〇年(昭和十五年)

二九・四

五三・六

一二・五

上記の如く獨逸に於ては表面上は馬克價值を維持すると同時に獨逸の國際債務を支拂ふに對し甚しき割引歩合を以て決済せしむるの方法を採用した。而して右割引拂により決済せしめたる馬克と雖國內に於ては一般馬克と同價值にて通用せしめ、事實輸出業者に對し馬克の對外爲替相場が下落したる場合と同一の利益を得せしむることとした。又輸出信用補償制度を擴張し、中南米諸國に對し長期信用取引をなし得ることとした。更に「ヒットラー」の政權獲得後昭和十年六月二十八日の法律を以て輸出振興基金制度を設け經濟回復の結果利益を得たる國內產業に對し一定の率を課し、右より得たる收入は同基金に拂込まし、同基金を利用し獨逸產品を海外に廉賣し得るの方法を採つた。是等獨逸の各種の貿易輸出獎勵制度の下に獨逸の外國貿易は昭和四年以降輸出超過に轉換し、昭和六年には右出超は最高額六億八千四百萬馬克に達したが、其後は漸減昭和八年には僅に千五百萬馬克に過ぎざることとなり、昭和九年には再び六千七百萬馬克の入超となり、「ナチス」政權下の昭和十年より十二年の間には二億六千四百萬馬克の輸出超過を見たるも、右は上記の通り馬克相場に對し種々の工作を施したる爲め海外よりの輸入品に對し嚴重なる制限禁止を加へたる結果に外ならない。而も前者に對しては海外諸市場に於て「ダンピング」の一種と見做され差別的關稅の適用を受くるに至り、後者に付ては各種賚澤品及完成品の輸入は原則として禁止し、原料品の輸入は各種物品毎に統制機關を組織せしめ、右統制機關の運用により海外輸出向產品又は國內產業上絶對に必要なる場合にのみ之が輸入を許可せしむることとした。其の結果爾後獨逸の輸出貿易額を激減せしめ、獨逸の世界貿易上の占める比率も昭和七年以降漸減し、昭和十一年には最低八・三七%に下降し、昭和十三年には軍需品の輸入増加等の事情により漸く九・二四%に回復したるに過ぎない。(獨逸の輸出は昭和九年大戰後の最低の八・六六%となつた。)而も是等人爲的輸出獎勵方法と極端なる輸入制限の結果を以てするも、正貨の出超は昭和四年より再び開始せられ、同年以後昭和十三年七月迄

に於ける正貨出超累計額二十一億九千四百萬馬克に及び、獨逸中央銀行に於ける正貨準備額は「ドース」案實施當時五億六千萬弗なりしものが、昭和十二年には僅に千七百萬弗となつた。

斯く獨逸は馬克貨が金より遊離し所謂管理通貨の實質を有するに至りたる後は國外との貿易決済は金を使用せざることに改め、之に代へ獨逸帝國銀行と貿易對手國中央銀行との間に清算協定又は支拂協定を締結し、右により相互の貿易尻を決済することとした。即ち獨逸は昭和七年以來ブルガリア、ルーマニア、希臘、土耳其、コーゴスラヴィア、洪牙利、奧地利等と清算協定を締結し、又瑞典、瑞西、蘭、佛、伊、丁、諾、芬、白、西、葡の諸國と支拂協定を締結した。而して右様清算協定又は支拂協定は對手國に於て金に對し輸出管理を行ひ居る場合には金の支拂を以てする場合よりも却て便利とせられ、之が爲め獨逸との貿易は促進せらるることとなつた。例へば一般清算協定に於ては對手國より生産物を購入する場合其の代價は賣主に對し當該國の通貨を以て支拂ひ置き右通貨の支拂殘高は當該國中央銀行に對する獨逸帝國銀行の債務として残し、之と反対に當該國が獨逸より購入する獨逸產品の代價は當該國中央銀行に對する獨逸中央銀行の貸方となし、一定期間終了後彼我の決済尻を彼我の通貨の平價による爲替相場により決済する建前である。然るに實際問題としては常に獨逸に於て對手國產物の買漁りをなす爲め獨逸側の輸入超過即ち一定期間後には多額の獨逸の債務尻を残すを例とするのである。而して右債務尻は獨逸に於て所謂閉鎖馬克となり、對手國は結局右閉鎖馬克により高價を以て獨逸產物を購入するの外決済の途なきにたち至るのである。換言すれば獨逸は當初相手國市場に於て第三國よりも高價を以て相手國の特產物(例へば希臘又は土耳其產煙草並に棉花、羊毛等)を買付け其の代價は後日自己に有利なる閉鎖馬克を以て支拂ひ得ることとなつたのである。此の點に於て米國等より獨逸は紙馬克又は結局不拂の債務となるべき閉鎖馬克を以て特定國より原料を買入れ、右原料による製品を甚しき低價を以て第三國市場に對し金馬克を以て賣却し、軍需品購入資金を獲得すと非難せらるることとなつた。

第九十五表 獨逸累年貿易比較表

備考

一 本表は米國商務省統計及國際聯盟統計より作成す。

二 單位は舊米百萬弗とす。括弧内は百萬馬克とす。

三 一九二三年乃至一九二四年の馬克金額は一九一三年の價格に換算せるものとし、一九二一年の輸出額は五月乃至十二月迄分とす。

四 一九三八年一月一日以後獨逸間貿易を包含せず。

五 外國爲替相場は當該年度に於ける双方の通貨によるものとす。即ち獨逸に在りては一九二四年九月一日ドーネ案實施以後は「ライヒ」馬克(一馬克は金純分〇・三五八四二グラム)、米國に在りては一九三四年一月三十一日以後は百六十九分の百に切下げたる金弗とす。尙一九一四年乃至一九一九年第一次世界大戰中に於ける相場は次の通りである。

一九一四年 一一三・八四
一九一五年 一一〇・六一
一九一六年 一八・一七
一九一七年 一五・七二
一九一八年 一七・一八
一九一九年 一一三・八四

年次	輸入	輸出	輸出入差額	正貨輸出入差額	外國爲替相場 (馬克に付仙)
一九一一年	(五、七三三)	(二、九七六)	(〃) 六五六	(入超) 三一五	一・一一一
一九一二年	(六、一四九八)	(六、一四七四)	(〃) 二四	(〃) 一六一	〇・一一一
一九二三年	(六、一四五〇)	(六、一四五四)	(〃) 一一	(〃) 一三八	〇・〇〇一
一九二四年一二八年	(一、一、八四二)	(九、八六七)	(〃) 五九三	(累計) 一一五五六	一三一・八〇
一九二九年	(一、一、九三五)	(一、一、九三六)	(出超) 一一	(出超) 一〇一	一一一・八一
一九三〇年	(六、一四七六)	(九、五九九)	(〃) 三九一	(〃) 一一	一一一・八五
一九三一年	(一、一、一〇三)	(一、一、一〇三)	(出超) 一一	(出超) 一〇一	一一一・八一
一九三二年	(六、一四七六)	(九、五九九)	(〃) 六八四	(〃) 一一一	一一一・六三
一九三三年	(四、一六〇一)	(五、七三九)	(〃) 二五五	(〃) 一〇七	一一一・七五
一九三四年	(四、一六〇一)	(五、七三九)	(〃) 一五	(〃) 一〇一	一一〇・五二
一九三五年	(四、一六〇一)	(四、一八七二)	(〃) 一五	(〃) 一〇七	一一〇・五二
一九三六年	(四、一六〇一)	(四、一九九三)	(入超) 六七	(〃) 一三一	一一一・八
一九三七年	(四、一九九一)	(四、一九九一)	(出超) 一一七	(入超) 一〇四	四〇・一五
一九三八年	(五、一九九六)	(五、一九九六)	(〃) 一〇六	(入超) 一〇二	四〇・一〇
一九三九年	(五、一九九六)	(五、一九九六)	(入超) 四六	(入超) 七二	四〇・〇八

(一月一七月)	(五、一九九三)	(五、一九九三)	(入超)	(入超)	一一一・三三
一九三八年	(五、一九九六)	(五、一九九六)	(入超)	(入超)	一一一・三三
一九三九年	(五、一九九六)	(五、一九九六)	(入超)	(入超)	一一一・三三
(一月一七月)	(五、一九九三)	(五、一九九三)	(入超)	(入超)	一一一・三三

(一九三九年七月) 七一八

七六七

四〇・一〇

(一九四〇年六月) 一〇〇

三九・九七

昭和七年以後世界不況期に於ける獨逸經濟界の不安は其の海外貿易同様苛烈なるものがあつた。即ち獨逸に於ける石炭生産額は大戰前に於て二億九百萬噸、又昭和四年に於て二億二百萬噸に上りたるものが、昭和八年に於ては僅に一億千百萬噸に激減し、鐵鋼塊の生産額は大戰前一千八百六十萬噸、又昭和四年に於て一千六百萬噸なりしが、昭和八年には七百五十萬噸に激減し、更に鐵鋼製品の輸出は昭和四年に於て五百六十萬噸（二十億三千萬馬克）に上りたるもの、昭和八年には僅に二百萬噸（七億一千七百萬馬克）に激減した。尤も之に對し外國よりの穀類輸入總額は昭和四年に於て五百八十萬噸（二億三千三百萬馬克）なりしが、昭和八年には僅に二百萬噸（一億九千百萬馬克）に激減した。失業者數は昭和五年に於て既に百九十萬人になりたるものが、昭和八年には四百八十萬人に激増した。工業労働者の就業率は昭和四年を一〇〇とすれば、昭和八年には六七・五に激減した。

斯かる深刻なる經濟不況を克復せんと試みたる「ブリューニング」内閣は昭和七年三月二十日を以て崩壊し、爾後獨逸に於ける政局は空前の不安定を呈せる結果として昭和八年一月三十日ヒットラー政權は國內經濟の自給自足（アフタリキイ）を目標とし、從來と異り獨逸帝國の獨力を以て國內經濟の再建に乗出したのである。其の方法としては「ルーズヴェルト」の所謂「ニラ」政策と酷似し、巨額の内國債を發行し失業者の絶滅、國內產業の回復を以て其の骨子とした。外國貿易に對しては極端なる國家管理を行ふたのである。詳言すれば「ナチ」經濟政策の要綱は①失業救濟及產業界好轉を目的とする大企業、殊に公益事業の建設、②農家經濟の保護、農業生産の確保、農產市場の安定を目的と

する農業政策の採用、③國際收支の均衡回復を目的とするところの國內產業の自給自足計量の確立、④統制經濟による產業機構の組織的改革である。而して是等新政策の爲め政府及公共團體の新たに放出せる資金は五十四億五千萬馬克の巨額に達したと稱せられた。然らば是等國家社會主義政策の下に獨逸經濟界に如何なる結果を來したるかと云ふに先づ右巨額なる資金の放出により物價は漸次騰貴し、昭和四年を一〇〇とする物價指數が昭和八年には一旦八六・八に下落せるものが、昭和十二年には七七・二に、昭和十三年には七七・一に引上げられ、石炭生産は昭和十二年及十三年には約一億千萬噸、即ち昭和四年の約九割に相當する額迄回復し、鐵鋼塊の產額は昭和十二年に千九百萬噸、昭和十三年には四十三萬人に減少した。政府の收入減に基く財政上の歲入不足額も昭和六年度に於て九億二千萬馬克なりしが、昭和七年度に於ては六億一千萬馬克に減じ、其後に至り漸次收支を合致せしむるを得た。尤も是等獨逸に於ける國內景氣の回復は上記の通り主として公債の増發の結果に外ならざるに付其の國債總額は昭和四年三月に於て八十二億二千九百萬馬克なりしが、昭和九年六月に百十五億五千萬馬克に増加した。

第九十六表 獨逸經濟狀態推移表

備考

一 本表は主として國際聯盟統計、ステーツマンス・イーア・ブック及米國商務省統計より作成す。

二 一九三八年の統計中には墳地利、ズデーテン及「メーメル」を包含す。又一九三三年銑鐵及鋼塊

欄左側括弧内は「ザール」流域、一九三七年括弧内は墳地利生産額とす。

三 船舶噸數の左側括弧内は世界總噸數に付占むる比率とす。

領 土 口 人	人口增加率	貿易總額	世界總貿易額に對する比率	一九一三年		一九一九年		一九三三年		一九三八年	
				(一千五百萬人)							
人口一人割貿易額	五二・八	四、九六六	一三・一四	一千五百萬人	一千五百萬人	六四・一	六五・四	七九・二	八六・〇	五八・〇	五八・〇
貿易差額	(入超) 買米金百萬弗	(入超) 買米金百萬弗	(入超) 買米金百萬弗	六七・〇	六六・六	六六・六	六六・六	七〇・五	七〇・五	四六・九	四六・九
正貨出入差額	(入超) 八〇	(入超) 八〇	(入超) 八〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
貨物價格指數	七三・〇	六四・九	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	八・九	八・九	八・五八	八・五八
生業者數	一三・五	一三・一	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
失業者數	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一
勞工工業勞動者就職率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
麥類(小麥、大麥、ライ麦及オーツ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
麥類輸入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
穀粉を包含す	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石銑鐵塊	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸	一百萬噸
鋼鐵及同製品	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六	一六・六
所有船舶	(一九一四年)一千噸	(一九一五年)一千噸	(一九一六年)一千噸	(一九一七年)一千噸	(一九一八年)一千噸	(一九一九年)一千噸	(一九二〇年)一千噸	(一九二一年)一千噸	(一九二二年)一千噸	(一九二三年)一千噸	(一九二四年)一千噸
鐵鋼	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六

第二款 獨逸關稅制度及貿易狀況

元來獨逸は第一次歐洲大戰前は關稅政策を外國との通商條約締結上最も利用するところがあつたが、大戰後に於ても「ドース」、「ヤング」兩案適用の數年間關稅協定政策を襲踏したが、其の以後は殆ど金を基礎とする通貨を使用するを得ざりしに付其の對外貿易政策は専ら外國爲替の運用と輸出入の禁止制限による諸般の人爲的輸出獎勵策によるのみなかつた。蓋し獨逸は歐洲大戰前一九〇二年(明治三十五年)十二月二十五日の關稅法に基き白耳義、ブルガリア、希臘、伊太利、オーストリア・ハンガリー、西班牙、葡萄牙、ルーマニア、ロシア、瑞典及「セルビア」の十一ヶ國との間に廣汎なる範圍内に於て關稅協定を締結し、所謂中歐關稅協定團組織の権軸であつた。其の結果獨逸は保護貿易主義を採用することは言へ其の關稅率は比較的低く、又無條件最惠國待遇の適用を以て原則としたが故に是等中歐關稅協定諸國との貿易の發展は目覺ましきものがあつた。然るに大正三年七月歐洲大戰の勃發と同時に是等中歐諸國の中瑞典、瑞西等との中立國以外の貿易は中斷せられ、殊に海洋を隔つる英米、南中米諸國及亞細亞諸國との貿易は英

海軍の爲め遮断せらるゝに至つた。而して第一次世界大戰の局を結びたる「ヴェルサイユ」講和條約に於て獨逸は其の第二百六十七條の規定に從ひ同盟及聯合諸國との輸出入品の待遇に付片務的無條件最惠國待遇を保障するを餘儀なくせられ、且つ佛蘭西、白耳義等の生産物に對しては一定の範圍内に於て關稅措置の義務を負擔した。從て大戰後獨逸は舊敵國との通商條約の締結により自國產品の輸出を保護するの途がなかつた。然るに右講和條約の規定による片務的制限は其の有效期限を五ヶ年としたりしが故に、右經過後即ち大正十四年一月十日以後獨逸は舊敵各國との間に自由に通商條約の締結により獨逸國民、船舶及產物に付原則として最惠國待遇を確保し得ることとなつた。依て獨逸は之に備ふる爲め一九二五年（大正十四年）改正關稅法を制定した。即ち關稅法に於ては舊關稅法に比し多大の稅率引上げを爲し、右引上割合は舊國定稅率に比するときは平均一倍半、又協定稅率に比するときは約三倍に相當した。且つ依然多數の輸出入禁制品存在し、其の數は輸出品は三十三、輸入品四百五十七に及んだ。尤も政府に於て上記改正關稅法に於て輸入品に對し多大の關稅引上げを爲したこととは右に代へ輸出入品に對する禁止制限を出來得るだけ撤廃せんとする企圖あることとも其の理由の一であつたが、當時獨逸國內に於ては未だ通商自由主義により海外貿易を増進せんとの希望により右多大の關稅引上げに對しては民間の反對論頗る強かつた。依て獨逸政府に於ては帝國議會の承認を経ることなく差當り大正十一年八月五日制定の權限附與法により暫行的に改正關稅法を實施した。其後總選舉の結果大正十四年一月十五日「ルーター」内閣が成立したが、同内閣に於ては前年九月經濟審議會の議を經たる改正案を撤回し、經濟審議會及聯邦參議院の意見を參照し、且つ各國との通商條約交渉上の必要をも加味したる「小關稅法案」なるものを帝國議會に提出し、八月十七日其の協賛を得た。右大正十四年（一九二五年）の獨逸新關稅法に於ては舊關稅法の如く關稅に付國定協定主義を採用し、對手國との間の通商條約交渉による相互の產品の關稅輕減を豫期して居たから日本との場合に於ける如く新條約中に關稅協定成立せざる場合に於ては對手國產品は特に高率なる國

定稅率が其の儘適用せらるゝこととなつた。

一九二五年獨逸關稅法の内容を一瞥するに一般規定の外穀物に對する複關稅（一般稅率小麥七馬克半、大豆、黑麥、燕麥七馬克、最低稅率小麥、黑麥及燕麥五馬克、大麥四馬克、即ち大戰前同様、但し同時に暫行的に大正十五年七月三十日迄小麥三馬克半、其の他三馬克と輕減し、爾後昭和四年十二月三十一日迄小麥、黑麥、燕麥は五馬克、家畜飼料たる大麥は二馬克としたが、昭和五年一月より瑞典との條約廢棄により小麥は六馬克半、其の他は六馬克に引上げられた）、爲替補償附加稅、無條約國產貨物及差別待遇國產貨物に對する報復關稅に關する規定である。其の他經濟上特に注意を要するは同關稅法第四條の規定により政府は緊急の場合に於ては聯邦參議院及議會委員會の同意を得て輸入稅を變更し、又は廢止することを得と規定せることである。即ち前述一九二三年八月五日の法律を同關稅法に於ても襲踏せることである。尙其後獨逸產品に對する海外諸國の壓迫累加すると共に一九三三年（昭和八年）九月二十二日の獨逸品輸出保護法を以て更に其の報復規定を強化し、其の第一條に於て「獨逸產品が輸入制限を受け居る國よりの產品の輸入は獨逸品保護の爲同様之を制限することを得」と規定するに至つた。

昭和四年以後の世界不況期に於て獨逸が採用せる上記各般の貿易政策に付最も強硬なる態度を示したものは米國である。米國は既に共和黨時代大正十一年及昭和五年兩度の關稅法により獨逸產品を目的として高度の稅率引上げを行ふたが、更に民主黨時代に入りては昭和九年の所謂ハル互惠關稅法の下に獨逸產品に對し苛酷なる待遇を與ふることとなつた。即ち米國は獨逸の行ふところは其の懷抱するところの通商自由主義と扞格するものとし、之れとの間に互惠協定を締結することを肯ぜざるのみならず米國に於て獨逸產品に對し「ダンピング」關稅を適用せるを理由とし昭和九年十月三十日には進んで獨逸政府より米國政府に對し大正十四年十月十四日調印の米獨通商條約廢棄を通告し、同一年後に於て兩國は相互に對手國に於て最惠國待遇を失ふこととなつた。更に其後昭和十年六月二十八日獨逸に於

て輸出振興基金制度を始めたるを契機とし、米國政府に於ては同十一年七月十一日に獨逸產貨物二十二種に對し高率なる「ダンピング」關稅を適用し、終に第二次歐洲大戰勃發後の昭和十四年三月十八日には獨逸より輸入の產物全部に對し從價一割増の「ダンピング」關稅を賦課することとなつた。斯かる狀態の下に獨逸と米國との貿易關係は最も不良化することとなつた。即ち獨逸より米國への輸出は歐洲大戰前に於て獨逸總輸出額中の七・一%、又昭和四年に於ては七・四%を占めたるものが、昭和九年には三・八%に、又昭和十二年には三・五%に激減した。同様米國より獨逸に對する輸入も亦大戰前の獨逸總輸入額の五・九%、又昭和四年には一三・三%の多きを占めたるものが、昭和九年には八・四%、又昭和十二年には三・五%に激減した。同様在歐諸國中英、佛、白、ポーランド、チエツコ、ソ聯等に於ける如く獨逸との政治的關係好良ならざる諸國に對する輸出貿易も亦米國同様減少した。之に反し和蘭、白耳抹、瑞典、諾威、瑞西等の自由貿易主義を尊重する諸國若は希臘、ルーマニア、西班牙、奧地利・匈牙利等獨逸との間の政治上の關係密接なる諸國又はアルゼンチン、日本、印度、ブラジル、支那、蘭印等の如く歐羅巴外に於て政治上及經濟上の關係比較的好良なる諸國への輸出貿易の比率は増進した。而して獨逸の輸入貿易に付ても亦和蘭、白耳義、伊太利、奧地利、匈牙利、蘭印、ブラジル、日本、支那等よりは其の比率を増進し、之に反し米、英、佛、ポーランド、加奈陀等よりの輸入比率は昭和四年以後の世界不況期を界として益々減退した。換言すれば昭和十四年第二次世界大戰勃發前所謂反樞軸陣營諸國と獨逸との貿易關係は既に對立的危險狀態に入つて居たのである。

次に参考として獨逸に於ける國別貿易推移表を示さむ。

第九十七表 獨逸貿易先別推移表

備考

一 本表は米國商務省統計及國際聯盟統計により置位米百萬弗とす。

		第一 輸入の部					
		別 國					
		一九一三年			一九二九年		
		米 國	(五・九)	英 國	(一三・三)	四・二六	一・四六
		アルゼンチン	(八・一)	(四・六)	(二・〇六)	(八・四)	八・四
		和 蘭	(五・五)	(一・七七)	(六・四)	(四・六)	(三・五)
		佛 印	(三・一)	(五・四)	(一・六七)	(三・四)	(七・三)
		印度	(五・四)	(五・四)	(一・五二)	(一・〇四)	(一・五九)
		チ エ ツ コ	(五・〇)	(一)	(四・八)	(四・〇)	(五・三)
		白耳義及ルクサンブ ルグ	(一・一)	(一・一)	(一・四九)	(一・七)	(一・五九)
		伊 太 利	(三・一)	(三・〇)	(一・〇七)	(一・六四)	(一・六)
		換 地	(三・一)	(三・〇)	(一・〇六)	(一・六三)	(一・五九)
		利	(一・四八)	(一・四八)	(一・四八)	(一・二八)	(一・五九)
		匈 牙	(七・七)	(七・七)	(一・四八)	(一・二八)	(一・五九)
		ボ ー ラ ン ド	(一)	(一)	(一・八〇)	(一・七七)	(一・七七)
						四〇	四四
						三一	四五
						一五	一四
						七三	七三
						六三	六三
						三一	三一

支那	瑞蘭	濱、瑞	支那	印	抹	(一・八)
西	西	西	伯	那	那	(一・一)
班	班	班	刺	西	西	(一・一)
奈	奈	奈	西	那	那	(一・一)
聯	聯	聯	爾	印	印	(一・一)
本	本	本	牙	那	那	(一・一)
聯	聯	聯	陀	印	印	(一・一)
國	國	國	洲	那	那	(一・一)
利	利	利	西	那	那	(一・一)
利	利	利	亞	印	印	(一・一)
國	國	國	典	印	印	(一・一)
國	國	國	西	印	印	(一・一)
別	蘭	蘭	洲	印	印	(一・一)
第二輸出の部	額	額	西	印	印	(一・一)
一九一三年	(一・五・六・五)	(一・五・六・五)	西	印	印	(一・一)
一九二九年	(一・三・三)	(一・三・三)	西	印	印	(一・一)
一九三四年	(一・九・〇)	(一・九・〇)	西	印	印	(一・一)
一九三七年	(一・八・八)	(一・八・八)	西	印	印	(一・一)
四〇	四一	四一	西	印	印	(一・一)
三九	三九	三九	西	印	印	(一・一)
三八	三八	三八	西	印	印	(一・一)
三七	三七	三七	西	印	印	(一・一)
三六	三六	三六	西	印	印	(一・一)
三五	三五	三五	西	印	印	(一・一)
三四	三四	三四	西	印	印	(一・一)
三三	三三	三三	西	印	印	(一・一)
三二	三二	三二	西	印	印	(一・一)
三一	三一	三一	西	印	印	(一・一)
三〇	三〇	三〇	西	印	印	(一・一)
二九	二九	二九	西	印	印	(一・一)
二八	二八	二八	西	印	印	(一・一)
二七	二七	二七	西	印	印	(一・一)
二六	二六	二六	西	印	印	(一・一)
二五	二五	二五	西	印	印	(一・一)
二四	二四	二四	西	印	印	(一・一)
二三	二三	二三	西	印	印	(一・一)
二二	二二	二二	西	印	印	(一・一)
二一	二一	二一	西	印	印	(一・一)
二〇	二〇	二〇	西	印	印	(一・一)
一九	一九	一九	西	印	印	(一・一)
一八	一八	一八	西	印	印	(一・一)
一七	一七	一七	西	印	印	(一・一)
一六	一六	一六	西	印	印	(一・一)
一五	一五	一五	西	印	印	(一・一)
一四	一四	一四	西	印	印	(一・一)
一三	一三	一三	西	印	印	(一・一)
一二	一二	一二	西	印	印	(一・一)
一一	一一	一一	西	印	印	(一・一)
一〇	一〇	一〇	西	印	印	(一・一)
九	九	九	西	印	印	(一・一)
八	八	八	西	印	印	(一・一)
七	七	七	西	印	印	(一・一)
六	六	六	西	印	印	(一・一)
五	五	五	西	印	印	(一・一)
四	四	四	西	印	印	(一・一)
三	三	三	西	印	印	(一・一)
二	二	二	西	印	印	(一・一)
一	一	一	西	印	印	(一・一)
〇	〇	〇	西	印	印	(一・一)
一九三七年	(一・八・八)	(一・八・八)	西	印	印	(一・一)
一九三四年	(一・九・〇)	(一・九・〇)	西	印	印	(一・一)
一九二九年	(一・三・三)	(一・三・三)	西	印	印	(一・一)
一九一三年	(一・五・六・五)	(一・五・六・五)	西	印	印	(一・一)

瑞 典	(一一三)	一・一三	一・一六四
ボーランド	(一)	一・五	(四・七)
(三・一)	一・一〇一	二・三	(四・〇)
アルゼンチノ	(二・六)	一・三	(一・七)
ソ 聯	(八・七)	一・八八	一・五九
西 班 牙	(一・六)	一・八四	一・四七
度 度	(一・五)	一・五八	一・四〇
本 國	(一・三)	一・五五	一・三七
印 諾	(一・六)	一・三一	一・五六
西 本	(一・五)	一・三九	一・四七
班 那	(一・四)	一・三一	一・五九
伯 刺	(一・四)	一・三七	一・四〇
西 爾	(一・四)	一・三四	一・二四
支 那	(一・三)	一・三九	一・一〇
那 那	(一・三)	一・三九	一・一四
加 奈	(一・四)	一・三一	一・一四
那 那	(一・四)	一・二〇	一・一三
蘭 蘭	(一・六)	一・一九	一・一三
印 陀	(一)	一・一〇	一・一六
洲 洲	(一・九)	一・一〇	一・一六
豪 豪	(一・九)	一・一〇	一・一七

希 蘭	(〇・三)	一・一八	一・一六五
計	(一〇〇・〇五)	一・一九	一・一六六
(一〇〇・〇五)	一・一九	一・一九	一・一六七
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一六八
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一六九
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一七〇
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一七一
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一七二
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一七三
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一七四
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一七五
(一〇〇・〇六)	一・一九	一・一九	一・一七六

第三款 日獨貿易狀況及日獨通商交涉

第一次歐洲大戰前に於ける日獨貿易關係は明治四十四年締結の小村日獨通商航海條約により律せられ、相互に重要輸出品に對し關稅協定を行ひ且つ無條件最惠國待遇交換の下に兩國間の貿易は圓滿なる發展を遂げた。獨逸の本邦に對する輸入額は大正二年に於て六千八百萬圓、即ち本邦總輸入額の九・四%を占め、本邦より獨逸への輸出額は千三百萬圓、即ち本邦總輸出額の二・一%を占めたが、殊に前者の發展振りは目覺ましく漸次英本國よりの輸入額を凌駕し行くの形勢であつた。然るに第一次歐洲大戰の勃發と同時に日獨貿易關係は交戦中遮斷せられ、大正九年平和克復後獨逸產品は本邦に於て最惠國待遇を享受しなかつた。殊に本邦は大正十三年六月の省令により國產人造染料保護の必要上獨逸產染料に對し輸入制限方針を採用した。又本邦より獨逸への輸出は大戰後五ヶ年間講和條約の規定により最惠國待遇を獲得せるも、獨逸經濟界混亂と大戰前本邦より獨逸に輸出し居りたる原料品は國內需要の爲め輸出能くなきに至りたるとにより大戰前の程度迄容易に回復しなかつた。其後獨逸經濟力の回復により大戰後の最好景氣時代である昭和四年獨逸よりの輸入額は一億五千七百萬圓に増加し、本邦總輸入額の七・一%を占むるに至つた。之に反し本邦より獨逸への輸出は獨逸に於て種々の制限政策を採用せる結果同年に於ても僅に一千三百萬圓、即ち本邦總輸出額に對し〇・六%を占むるに過ぎなかつた。蓋し本邦に於ては大戰後通商自由主義を採用し、最惠國待遇の保障を有せざる獨逸產貨物に對しても上記染料以外に對しては寛大なる待遇を爲したるに因り獨逸より鐵鋼類、毛織絲、硫酸アンモニューム等半製原料品又は肥料等が馬克相場の下落に乘じ本邦に廉賣せられたるが爲めである。本邦に於ては

斯かる貿易情勢の下に大正十年不當廉賣防止法を制定せるも、獨逸より本邦に輸入の貨物は上記の通り本邦產業上の必要原料なりしが爲め之に對し「グランピング」關稅を適用することは困難であつた。續いて昭和二年七月二十日日獨新通商航海條約調印せられ、染料以外に對しては獨逸產品全部に對し無條件最惠國待遇の保障を約した。

然るに昭和四年發生の世界恐慌期後に於て本邦一般經濟狀態も漸次惡化するに至れる外、本邦に於ける硫酸アンモニーム、人造染料等の化學工業も政府保護の下に漸次發達し來り、又之より先大正十四年三月の日英協定稅率廢止を機會に大正十五年三月始めて大戰後に於て關稅改正行はれ、製鐵及毛織物等に對する保護を強化せる爲め從來主として獨逸より輸入せる硫酸アンモニーム、毛織絲等の輸入は激減することとなつた。即ち昭和七年に於ける獨逸よりの輸入は七千二百萬圓、即ち本邦總輸入額の五・〇%に減少した。本邦より獨逸への輸出は一層減少し、昭和六年には僅に八百萬圓、即ち本邦總輸出額の〇・七%に過ぎざることとなつた。蓋し獨逸に於ては大正十年八月十七日戰後關稅改正に於て本邦との條約交渉上の武器に利用する目的を以て羽二重、貝ボタン、漆器、玩具、帽子用眞田等に對し特に國定稅率を引上げたが、上記昭和二年彼我の間に調印せられたる日獨新通商航海條約に於ては是等貨物に対する關稅引下げの協定は成立せず、其の際獨逸に於ては主として滿洲より輸入の大豆油に對する關稅率据置を同意せらるに過ぎなかつた。之が爲め新條約の下に於て本邦產貨物は獨逸に於て他の條約國產品よりも比較的高率なる關稅を受け貿易の増進を見るに至らなかつた。從て大戰後に於ける彼我輸出入額の大不權衡は餘り改善せらるゝことなく大戰前に於て獨逸への輸出對獨逸より輸入の比率は一對五、昭和四年には一對一二となりしものが、昭和八年には一對八となつたのみである。

然るに本邦に於ても昭和八年倫敦に於ける國際經濟會議の失敗、殊に同年に於ける日印條約廢棄通告の受領を契機として從來に於ける無差別的通商自由主義を改め互惠的通商自由主義を採用することとなり、昭和九年四月七日通商

擁護法の公布を見るに至つた。即ち本邦に於ては同法の下に輸入超過國中特に本邦よりの輸入產品に對し差別的不利なる待遇を行ひ居る諸國に對し貿易均衡を目的として交渉を爲すこととなつた。加奈陀及濠洲とは之が爲め終に一時關稅戰爭を惹起するに至つた。斯かる情勢の下に於て獨逸政府は當然本邦通商擁護法の下に彼我貿易の調節を交渉し來るべきことを察知したものと見え、同法公布後間もなく自から進んで本邦に對し互惠的交渉を開始して來た。而して右互惠的交渉の基礎は獨逸が滿洲國より多額の大豆を購入し、常に滿洲國に對し多額の輸入超過となり居る點を捉へ、日滿獨三國間に三角的貿易の調整を試みんとするに在つた。蓋し大豆油は獨逸に於ける必必要な工業原料品であり、又大豆糟は畜產飼料としては亦獨逸に採り貴重なる原料であつた。從て曩に日獨通商航海條約に於て大豆油の關稅を据置きたるに拘らず其後獨逸は殆ど大豆油を輸入せず、其の代りに毎年多額の大豆を滿洲國より輸入し、優秀なる製油技術を以て大豆油と家畜飼料とを製造した。滿洲國としては當時重要輸出先たる米國に於て大豆及大豆油に對する關稅を甚しく引上ぐるあり、又他の輸出先たる和蘭よりの大豆油の輸入を獨逸が禁止したる爲め大豆の輸出先としては獨逸に依存せざるべからざる關係に在つた。

是等情勢の下に昭和十年獨逸より東洋經濟使節團首席代表「キイブ」公使一行が滿洲國及日本へ渡來し、其の結果昭和十一年本邦政府の了解の下に滿獨兩國間に通商協定締結せられ、右協定中に日滿獨間三角關係に基く貿易額の調節を規定せらるゝこととなつた。同協定の要旨は(1)獨逸は滿洲國より一ヶ年間に一億圓の限度迄滿洲國生産物を輸入すること、(2)上記代金の内四分の三は外國爲替を以て、残りの四分の一は「ライヒ・マルク」を以て支拂ふべきこと、而して右外國爲替を以て支拂ふべき七千五百萬圓は獨逸の本邦に對する輸出代金の回収による本邦宛外國爲替を以てすること、又殘額二千五百萬圓に對しては滿洲國が獨逸より購入する物資の代金を以て決済することとの二點であつた。試みに滿獨通商協定成立の前年に相當する昭和十年に於ける日獨及滿獨貿易關係を見るに獨逸より日本への輸入

額一億二千百萬圓に對し、日本より獨逸への輸出額二千七百萬圓、即ち獨逸は日本に對して九千四百萬圓の輸入超過であるに對し、滿洲國の獨逸よりの輸入額一千四百萬圓に對し、滿洲國より獨逸への輸出額は三千三百萬圓にして、滿洲國は獨逸に對し一千八百萬圓の輸出超過であるから日滿側は獨逸に對し差引き七千六百萬圓の借方であつた。(同年に於て獨逸は滿獨交渉を利用する爲め滿洲大豆の輸入を差控へたるものと見らるゝところ其の以前の三ヶ年即ち昭和七年乃至九年平均額に於ては滿洲國より獨逸への輸出額は六千五百萬圓なるに對し、獨逸よりの輸入額は千萬圓、即ち滿洲國は獨逸に對して年平均五千五百萬圓の輸出超過であり、之より同三ヶ年間平均に於ける本邦の獨逸よりの輸入超過額は七千三百萬圓で、差引き日滿側は獨逸に對し千八百萬圓の借方に過ぎなかつた。)依て獨逸は前記昭和十一年の新協定に於て滿洲國よりの買付總額を一億圓に增加すべきを約し、其の中七千五百萬圓を本邦に對する貿易尻を以て決済すべきことを提議し、以て巧みに通商擁護法の下に本邦側より提案せらるべき輸入超過額調整の要求を封殺したものである。尤も獨逸に於ては協定約定額たる一億圓迄滿洲國生産物を購入するは事實不可能なるべきを豫想したるものと見え、同協定第三條に於ては若し豫測せざる事情により所定の通り七千五百萬圓の外國爲替を用意し能はざる場合には滿洲國生産物の購入總額を六千五百萬圓迄減少せしめ得べきこと、尤も其の際に於ても日獨貿易差額より千五百萬円を控除した額を考量し、右最低額を増加せしめ得ることとした。尙同協定は昭和十一年六月一日より效力を發生し、一ヶ年を以て其の有效期間とした。

滿獨通商協定有效期間一ヶ年に於ける實績を見るに昭和十一年に於て滿洲國より獨逸への輸出額五千萬圓、滿洲國の獨逸よりの輸入額千三百萬円、差引き三千七百萬圓の輸出超過を見た。之に對し同年に於ける本邦への獨逸よりの輸入額一億千六百萬圓、獨逸への輸出額三千五百萬円、差引き八千萬圓の輸入超過となつた。從て右本邦の獨逸に對する輸入額を滿洲國の獨逸に對し負へる輸出超過額と差引くときは一千三百萬圓又け日滿側の獨逸に對する借

となつた。即ち前記同協定締結の際豫想せる日獨貿易差額千五百萬圓に近きものであり、又同協定前三ヶ年平均に於ける日滿側の獨逸への借方一千八百萬圓に比し我方に幾分有利なる勘定であつた。依て本邦政府としては同協定實施後獨逸國が約束せるが如く一億圓の限度迄滿洲國生産物を購入し得ざりしも、總括的に見て同協定は本邦の國際收支上當初豫想せるものに比し差したる不利益を及ぼすものに非ずと認めた。加之滿洲國に於ては其後に於ける建設計畫の進捲に鑑み獨逸より電動機其の他多額の機械類を購入するの必要を生じ、之が爲め獨逸に對し上記協定の豫想せるが如き七千五百萬圓の借越しを爲すこと困難なる情勢となつた。茲に於て滿獨間に新たな協定を締結すべき意向を以て柏林に於て昭和十二年一月以來交渉開始せられ、五月二十一日滿洲國官憲代表加藤日吉と獨逸爲替局官吏代表「ウオルター」との間に改正協定が締結せられた。同改正協定に於ては前記昭和十一年の協定を更に三ヶ年間效力を延長し、之を昭和十五年五月三十一日迄繼續せしむるものとする外同協定の附屬として滿獨間に「クレデット」設定を約し、右により獨逸國は滿洲國に於ける資源開發の爲め獨逸よりの機械類購入の爲め「クレデット」を一千萬磅の限度に於て提供することとした。即ち右「クレデット」設定に關する協定は昭和十五年九月四日滿洲國中央銀行と獨逸「オット・ヴァルフ」商會との間に締結せられ、其後同年十一月十五日駐滿獨逸通商代表「カール・クノー」博士と大橋滿洲國外務長官との間に於ける公文交換により確認せられたのである。同「クレデット」設定に關する協定要領は(一)「ヴァルフ」財團は滿洲國政府又は滿洲中央銀行の推薦せる關東州及在滿社會より總額二百萬磅に達する迄の注文を引受け、利率年五分とす。(二)滿洲國中央銀行は上記注文に對する支拂を保障す。注文は協定の效力發生日より一ヶ年以内に發することを要す。(三)注文總額の一割を磅爲替にて支拂ひ差額は滿洲特產品の輸出代金を以て決済す。(四)代金の支拂は毎半年拂とす。毎本協定の期限は昭和十九年六月末日とす、と云ふにあつた。

其後滿獨間の貿易關係は滿獨通商協定の延長と獨逸國財團よりの「クレデット」供與とにより滿洲國の獨逸よりの支拂は毎半年拂とす。毎本協定の期限は昭和十九年六月末日とす、と云ふにあつた。

輸入は漸次増進した。昭和十二年に於ける獨逸よりの輸入額は千七百萬圓（獨逸への輸出額五千九百萬円、即ち滿洲國より獨逸への輸出超過額四千二百萬圓）、昭和十三年に於ては三千七百萬圓（同上輸出超過額一千三百萬圓）、又昭和十四年に於ては五千二百萬圓（獨逸より滿洲國への輸入超過額二百萬圓）に激増せるに對し、獨逸の滿洲國產物買付額は昭和十二年に於て五千九百萬圓、昭和十三年及同十四年共五千萬圓に止まることなり、他方本邦の獨逸よりする輸入超過額は昭和十二年に於て一億三千三百萬圓、昭和十三年に於て一億三千八百萬圓、同十四年に於て一億三千五百萬圓、更に昭和十四年に於ては一億千八百萬圓の巨額に上つた。即ち其後に於ける日滿獨開の貿易情勢は一方支那事變の擴大による本邦側の獨逸よりする軍需品の輸入增加と滿洲國建設に伴ふ獨逸よりの必要資材の輸入增加とを見たるに對し、他方滿洲國よりする獨逸への大豆等の輸出は當初協定に於て豫想せる程度に輸出し得ざりしに付日滿側は獨逸に對し昭和十二年以降巨額の借越しとならざるを得なかつた。

第九十八表 日獨貿易推移表

備考

一 本表は本邦貿易統計より作成す。

二 単位は百萬圓とす。

三 舊圓對馬克の平價は二・〇九、大正十三年九月一日ドース案採用後ライヒ馬克は安定す。本邦に於ては昭和五年一月十一日以後金本位回復、同年六月十二月十三日金本位再離脱、昭和十二年八月二十五日金圓純金量を〇・七五グラムより〇・二九グラム即ち三八・六七%に引下く。

四 輸出入額の左側括弧内は本邦總輸入額に對する%とす。

年	次	輸出額	輸入額	輸出入差額	爲替相場
大正二年	一三・一	六八・四	(入超) 五五・三	二一〇・八	
大正二年	一三・一	六八・四	(入超) 五五・三	二一〇・八	

大正二年

一三・一

六八・四

(入超) 五五・三

二一〇・八

昭和四年

一〇・六

六八・四

(入超) 五五・三

二一〇・八

昭和五年

一〇・一

六八・四

(入超) 五五・三

二一〇・八

昭和六年

一〇・一

六八・四

(入超) 五五・三

二一〇・八

昭和七年

一〇・一

六八・四

(入超) 五五・三

二一〇・八

昭和八年

一〇・一

六八・四

(入超) 五五・三

二一〇・八

昭和九年

一〇・一

六八・四

(入超) 五五・三

二一〇・八

第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉

一一七四

毛 編 織 物	九九二	一、〇四〇	三三	五
書 籍 及 雜 誌		一、一三三	五六三	
鐵 鐵 (塊 及 錠)		四〇九八	(鑛及金屬類) 二八、五八五	
丸 角 及 平 形	六〇八九	三、七三一	四、二九八	五六三
テ イ 形 類		四、一四〇	一、九三一	
ワ イ ャ ロ ッ ド	二、四五〇	七、五九〇	二、六四三	
レ 板	一、一九七	一、二三九	一、四二三	
葉 鐵 及 葉 鐵	二、四七一	六、一七七	三七	
鐵 罐		三、一九八	四、三三五	
鐵 筒 及 管	一、五七四	三、九三四	六、三八八	
アルミニユーム		三六	一、八〇五	
ニ ツ ケ ル		二〇二	一、三九五	
絕 緣 電 線	二、四一八	二、四一八	八二	
瓦 斯 及 石 油 機 關	三五九	九五〇	二三〇	
發 電 機 及 電 動 機	一一六	一、三九四	(金屬製品) 三一、四六四	
金 屬 工 及 木 工 機 械		二、一六六	九六〇	
紡 織 用 機 械		二、〇三六	八〇五五	
機 械 部 分 品 (其 の 他)		四、三八四	五三四	
肥 料 (其 の 他)	八、五六八	三、八二四	二、六八七	
總 額		七、六五七	二、四三七	
		六八、三九五 (外國產)	二六、〇六二	
		一五七、一九八 (同 上)	六、六三一	
		九五、七五四	三〇一	
		一七六、三六三	七七八	

第十二節 タイ國及回教諸國との通商交渉

第一款 概 説

本節に於てはタイ國並に土耳其、イラン、イラク、埃及及シリア、レバノン、パレスチナ等回教諸國との通商條約交渉に付其の概要を述べる。上記諸國は第一次歐洲大戰前何れも治外法權制度の下にあり、歐米諸外國との條約により領事裁判権及一般的關稅協定の束縛を受けて居たが、大戰後に於て漸次其の束縛より脱するに至つたものである。尤も右の中埃及「イラク」はシリア、レバノン、パレスチナ、トランシスデヨルダニア、サウドアラビア及イエイメン等と共に歐洲大戰前舊土耳古帝國の宗主權又は統治權の下にありしが、土耳古敗戦の結果講和條約の規定により「イラク」はA式委任統治地域に、「シリア」「レバノン」「パレスチナ」及「トランシスデヨルダニア」はB式委任統治地域に編入さるゝこととなり、更に「イラク」は昭和七年十月三日以來獨立國として國際聯盟の一員となることを許されたのである。斯くて是等諸國は大戰後漸次國權を回復するに至りたるも、右完全なる回復は漸進的なりしが故に、自然大戰後に於ても諸外國との貿易に對し大戰前同様の通商自由主義を採用した。從て是等地域に對する本邦よりの輸出貿易の進展は一般歐米諸外國と異り目覺ましきものがあつた。是等諸國は大戰前と異り其の經濟開發を一般諸外國に解放し、又比較的寛大なる通商政策を採用せし爲め大戰後昭和四年世界不況後に於ても其の貿易は比較的良好であつた。又昭和四年、不況後海外よりの投資の減少と共に其の貿易關係は輸入超過激少となり、最後に第二次歐洲大戰の影響を受け輸出超過に轉換した。即ち是等諸國の輸出入總額は大戰前に於て七億三千八百萬弗に上り、世界總貿易額に對し一・九五%に相當したが、昭和四年には十二億七千二百萬弗(世界總貿易額に對する比率一・八